

小規模施設（店舗等）のバリアフリー化柔軟に一条例で設定可能に 国交省検討会

伊藤久雄（認定NPO法人まちぼっと理事）

国土交通省に設置された「高齢者、障害者等の円滑な移動等に配慮した建築設計標準の改正に関する検討会及び小規模店舗WG」は、10月28日に開催された第3回検討会において、小規模店舗のバリアフリー化を議題とした。

この検討会に資料として提出された「500㎡未満の特別特定建築物に関する建築物移動等円滑化基準の特則について（バリアフリー法施行令に新設）」では、次のように提起している。

500㎡未満の特別特定建築物について、自治体が地域の状況に応じたきめ細かな基準の設定・運用ができることを可能とすることとしている。このため、できるだけ条例に設定できる範囲を拡げ、政令に定める基準は自治体の条例による基準の設定を前提としたものとする。

そこで、検討会等で議論された内容なども紹介しながら、今後の課題を考えてみたいと思う。

1. 高齢者、障害者等の円滑な移動等に配慮した建築設計標準の改正に関する検討会及び小規模店舗WG

本検討会およびWGの設置目的について、高齢者、障害者等の円滑な移動等に配慮した建築設計標準の改正に関する検討会及び小規模店舗WG設置要綱は次のように述べている。

『国土交通省では、前回の「高齢者、障害者等の円滑な移動等に配慮した建築設計標準（以下、「ガイドライン」という。）」の改正から約2年半が経過したことから、障害者団体等からの要望を踏まえ、必要な見直しを行うため、学識経験者、高齢者・障害者団体、事業者団体等から構成される「高齢者、障害者等の円滑な移動等に配慮した建築設計標準の改正に関する検討会（以下、「検討会」という。）」を設置し、ガイドラインについて改正すべき内容の検討を行う。

また、高齢者、障害者等の利用に配慮した小規模店舗の設計等に関する考え方・留意点について集中的に議論を行うため、検討会の下に「小規模店舗WG」を設置する。』

委員は、学識経験者5人、高齢者・障害者団体10人、事業者団体9人、建築関係団体6人、地方公共団体4人のほか関係省庁等オブザーバー15人、事務局6人という構成であった。またWGも事業者団体が20人に増員されるというもので（他の構成は検討会と同様）、国土交通省の意気込みが伺える。

検討会は今年（2020 年）1 月 31 日にスタートし、10 月 28 日の第 3 回まで開催している。

※ 建築設計標準（ガイドライン）とは

すべての建築物が利用者にとって使いやすいものとして整備されることを目的に、設計者をはじめ、建築主、審査者、施設管理者、利用者に対して、適切な設計情報を提供するバリアフリー設計のガイドラインとして定めたものである。

建築設計標準では、高齢者、障害者等からのニーズを踏まえた設計の基本思想や、設計を進める上での実務上の主要なポイント、建築物移動等円滑化基準を実際の設計に反映する際に考慮すべき内容、建築物のバリアフリーの標準的な内容を、図表や設計例を交えて解説することとしている。加えて、高齢者、障害者等をはじめとする多様な利用者のニーズに応えるため、施設の実情に応じて設計時に考慮することが望ましい留意点を掲載している。

2. 小規模店舗のバリアフリー化に向けた整理・検討の進め方

小規模店舗のバリアフリー化に向けた整理・検討の進め方については、次の 3 項目について案が示され、事業者団体・建築関係団体、高齢者・障害者団体から詳細なヒアリングが行われた。また検討会における委員から意見も踏まえ修正が繰り返された。

A 店舗形態に応じた店舗へのアクセス等の単体空間等

- A1 敷地内通路
- A2 駐車場
- A3 建築物の出入口
- A4 案内表示
- A5 廊下、階段
- A6 エレベーター・エスカレーター
- A7 便所、洗面所（共用）
- A8 店舗の出入口

B 店舗内部の単位空間等

- B1 待合スペース
- B2 券売機、自動販売機、給茶機等
- B3 通路（共通事項）
- B4 通路＋商品陳列（棚又はハンガーラック等）－物販店舗
- B5 通路＋客席（テーブル又はカウンター＋椅子）－飲食店舗
- B6 配膳カウンター、ドリンクカウンター
- B7 サービスカウンター、記載台
- B8 試着室
- B9 ATM
- B10 車椅子使用者用便房等

- B11 会計カウンター、レジ
- C 利用シーンに応じたソフト面の工夫
 - C1 来店前の情報提供・予約
 - C2 備品の対応、貸し出し
 - C3 店内の案内、誘導、コミュニケーション
 - C4 会計、商品引き渡し

3. 500 m²未満の特別特定建築物に関する建築物移動等円滑化基準の特則について

まず、今年（2020 年）10 月 2 日（金）に公布され、2021 年（令和 3 年）4 月 1 日（木）に施行される、バリアフリー法施行令の一部を改正する政令がある。これは、本年 5 月 20 日に公布された「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー法）の一部を改正する法律」により、一定規模以上の建築をしようとするときに建築物移動等円滑化基準適合義務の対象となる特別特定建築物の範囲が拡大されることに伴い、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令」について、所要の改正が実施される。

<概要>

○公立小学校等の特別特定建築物への追加（第 5 条第 1 号）

特別特定建築物として、小学校、中学校、義務教育学校及び中等教育学校（前期課程に係るものに限る。）で公立のもの（以下「公立小学校等」という。）が追加される。

（参考）政令新旧（抄）

新	旧
（特別特定建築物） 第五条 一 小学校、中学校、義務教育学校若しくは中等教育学校（前期課程に係るものに限る。）で公立のもの）又は特別支援学校	（特別特定建築物） 第五条 一 特別支援学校

続いて本件の小規模建築物に対応した移動等円滑化基準（政令）の整備についてである。

<現行制度>

○ 建築主等が、2000 m²以上の特別特定建築物を建築するときは、「建築物移動等円滑化基準」（利用居室までの経路のバリアフリー化、出入口、廊下、エレベーター、便所等のバリアフリー基準）に適合させなければならない。

※特別特定建築物－病院や劇場、飲食店、老人ホームなど不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する建築物

○ 地方公共団体は、適合義務の対象となる建築物の規模を、条例で 2000 m²未満で別に定めることができる。

※適合させる基準は、2000 m²以上の特別特定建築物と同じ水準（上乘せは可能だが、緩

和はできない)

<改正の背景・課題>

- 現行の建築物移動等円滑化基準は、全国一律で適合義務のかかる 2000 m²以上の特別特定建築物を想定しているため、小規模の建築物にそのまま適用した場合に建築主等にとって過度な負担となる場合がある。

- 地方公共団体における条例による規模の引下げ（建築物移動等円滑化基準への適合義務の対象となる建築の規模の引き下げ）が広がらない状況が続いている。

※条例により規模の引き下げを行っているのは 20 自治体（令和元年 10 月）。平成 28 年以降、条例を制定した自治体はなし。

<政令の改正内容>

- 条例で特に小規模となる 500 m²未満の規模を設定した場合に、その規模に見合った「建築物移動等円滑化基準」となるよう見直す。

- ・ 高齢者、障害者等が利用する居室までの経路の一以上は、バリアフリー化（段差の解消、出入口の幅・通路幅の確保等）

（政令） 幅の例：通路の幅員 90 cm（中大規模の場合は 120cm）に合理化

※条例で上乗せ可能

- ・ 車いす使用者便所や車いす使用者駐車場の基準は、地方公共団体が規模等に応じて条例で定めることが可能。

（スケジュール パブコメ：10月23日～11月21日 公布：令和2年12月上旬 施行：令和3年10月1日）

※このほか、小規模店舗等を対象とした設計標準（ガイドライン及び事例集）について検討中（年度内とりまとめ予定）

4. 今後の課題

(1) 対象建築物の拡大と建築規模の引き下げ

前項の③で紹介したように、条例による規模の引下げ（建築物移動等円滑化基準への適合義務の対象となる建築の規模の引き下げ）を行っているのは 20 自治体（令和元年 10 月）に過ぎない。この 20 自治体は主には都道府県だと思われる。

たとえば東京は、「建築物バリアフリー条例」を制定し、バリアフリー法で定められている対象建築物の拡大とバリアフリー化に関する整備基準を強化している。東京都の建築物バリアフリー条例によるバリアフリー化の整備が義務付けられる建築物は次表のとおりである。

今後は、小規模建築物に対応した移動等円滑化基準（政令）の施行（2021 年 10 月 1 日）に向けて、都道府県のみならず市区町村も準備を急ぐべきである。

バリアフリー化の整備が義務付けられる建築物（東京都）

（バリアフリー令第5条・第9条、建築物バリアフリー条例第3条・第4条で以下の建築物が定められている）

特別特定建築物	床面積の合計
学校	規模に係らずすべて
病院又は診療所（患者の収容施設を有するものに限る。）	
集会場（一の集会室の床面積が 200 平米を超えるものに限る。）又は公会堂	
保健所、税務署その他不特定かつ多数の者が利用する官公署	
老人ホーム、保育所、福祉ホームその他これらに類するもの	
老人福祉センター、児童厚生施設、身体障害者福祉センターその他これらに類するもの	
博物館、美術館又は図書館	
車両の停車場又は船舶若しくは航空機の発着場を構成する建築物で旅客の乗降又は待合いの用に供するもの	
公衆便所	
診療所（患者の収容施設を有しないものに限る。）	500 平米以上
百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗	
飲食店	
郵便局又は理髪店、クリーニング取次店、質屋、貸衣装屋、銀行その他これらに類するサービス業を営む店舗	
自動車の停留又は駐車のための施設（一般公共の用に供されるものに限る。）	
劇場、観覧場、映画館又は演芸場	1,000 平米以上
集会場（すべての集会室の床面積が 200 平米以下のものに限る。）	
展示場	
ホテル又は旅館	
体育館、水泳場、ボーリング場その他これらに類する運動施設又は遊技場	
公衆浴場	
料理店	
共同住宅	2,000 平米以上
公共用歩廊	
同一敷地内の複数の特別特定建築物に係る用途の床面積の合計が右記となる複合建築物	2,000 平米以上

(2) 国・自治体における建築物のバリアフリー化に係る支援制度の拡充

現在の支援制度は資料（一覧表）のとおりである（膨大な資料で、かつ読みにくい）。意外だが、都道府県の中でも支援制度のないところがある。制度のない県では当該県の市町村にも制度がないと、支援制度が何もないということになる。

このような現在は支援制度のない自治体もふくめて、国、自治体の支援制度を充実して建

建築物のバリアフリー化の拡充を目指さなければならない。

ところで東京都の中でも、支援制度のない市区町村がある。現在、何らかの支援制度のある自治体は以下のとおり（東京都を除く）。なお対象事業、対象とする建築物の用途は、資料が膨大なので除いている（詳しくは資料参照）。

東京都市区町村のバリアフリー化支援制度（第3回検討会配布資料）

－対象事業、対象とする建築物の用途（用途の種類）を除く－

自治体	制度名	実施期間	支援方法
港区	民間の公共的施設等のバリアフリー整備費補助事業	終了時期未定	補助
文京区	バリアフリー推進事業費補助金	令和2年4月1日～3年3月31日	補助
台東区	福祉のまちづくり整備助成金	通年	補助
	ホテル等観光施設バリアフリー化助成事業	通年	補助
墨田区	福祉のまちづくり施設整備助成事業	通年	補助
江東区	やさしいまちづくり施設整備助成	平成20年4月1日～現在	補助
世田谷区	ユニバーサルデザイン生活環境整備補助金	平成19年4月1日から現在	補助
渋谷区	渋谷駅周辺小規模施設に対するバリアフリー化整備費助成	新型コロナの影響により実施期間未定	補助
豊島区	鉄道駅エレベーター等設置事業費助成経費	通年	補助
	鉄道駅等バリアフリー推進事業	平成26年度～令和元年度（東京都の要綱改正に伴い、令和3年度以降、鉄道事業者より申請がなされる可能性あり）	補助
練馬区	福祉のまちづくり整備助成要綱	令和2年4月1日～令和3年3月31日	補助
足立区	小規模事業者経営改善補助金	相談：8/25～12/1 申請：9/28～1/15	補助
葛飾区	民間建築物バリアフリー化整備費助成	令和2年4月1日～令和3年3月31日	補助
府中市	福祉環境整備事業助成金	平成4年4月1日～	補助
狛江市	みんなにやさしい生活空間づくり推進事業	令和2年4月1日～令和3年3月31日	補助
西東京市	小規模店舗等バリアフリー改修工事助成制度	通年	補助

都内でも市町村も、他府県と比較すれば支援制度のある市区が多いが、しかし少ないといわなければならない。特別区は23区中11区と半数近いが、残念ながら支部は3市しかない。武蔵野市や三鷹市、調布市、多摩市などが含まれていないから、財政力の問題ではないと思われる。今後の取り組みに期待したい。

<参考資料>

- ◆ 高齢者、障害者等の円滑な移動等に配慮した建築設計標準の改正に関する検討会及び小規模店舗 WG

https://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/build/jutakukentiku_house_tk_000133.html

- ◆ 小規模店舗のバリアフリー化について
(第3回検討会・WG 資料 資料4)

<https://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/build/content/001370169.pdf>

- ◆ 500 ㎡未満の特別特定建築物に関する建築物移動等円滑化基準の特則について
(バリアフリー法施行令に新設) (第3回検討会・WG 資料 資料7-2)

<https://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/build/content/001369885.pdf>

- ◆ 国・地方公共団体における建築物のバリアフリー化に係る支援制度の一覧表

<https://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/build/content/001369872.pdf>

- ◆ 東京都 建築物のバリアフリーの取組について

<https://www.toshiseibi.metro.tokyo.lg.jp/bunyabetsu/machizukuri/bfree/index.html>

- ◆ 建築物のバリアフリー化をすすめるために！(東京都パンフレット)

<https://www.toshiseibi.metro.tokyo.lg.jp/bunyabetsu/machizukuri/bfree/pamphlet.pdf>